

第10期鎌倉市高齢者保健福祉計画 検討のための参考資料 -国の検討状況-

(高齢者保健福祉計画、認知症施策推進計画、成年後見制度利用促進計画)

令和8年（2026年）8月21日
鎌倉市高齢者支援課・介護保険課

はじめに

（１）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

①高齢者保健福祉計画

高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の８の規定に基づき策定する老人福祉計画を、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険事業計画と一体的に策定する計画。

②介護保険事業計画

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき、策定する計画。国が定める基本指針を踏まえた策定が必要となる。

⇒令和９年度からの第10期高齢者保健福祉計画には、「認知症施策推進計画」と「成年後見制度利用促進計画」も位置付け、一体的に策定することを予定している。

（２）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定において動向を踏まえる必要がある国の会議

○社会保障審議会 介護保険部会

介護保険制度の施行状況を踏まえ、介護保険制度に関する課題及びその対応策等について議論するために社会保障審議会に設置された専門部会）。

その他、全世代型社会保障構築会議（全世代対応型の持続的な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うための会議。働き方の変化を中心に据えながら、社会保障全般にわたる改革を検討する。）、全国担当課長会議（計画策定にあたり国から必要な調査や推計、基本指針等を自治体に対して示される会議）など。

第10期介護保険事業（支援）計画に係る動向（基本方針のポイント）

厚生労働省老健局から「第10期介護保険事業（支援）計画の基本方針（大臣告知）のポイント（案）」として、以下の内容が示された。

基本的考え方

- ・2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、**第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要。**
- ・その際、**「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」**等について、第9期までの取組を前提に、**第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。**

第10期介護保険事業（支援）計画に係る動向（基本方針のポイント）

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、**都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施**し、共通の課題認識を持った上で、**地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討**。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、**計画の策定過程における議論のプロセスを整理**。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が**確認すべき指標や状況の提示**等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② **地域の実情に応じた**サービス提供体制の構築

- ・ **地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）**を念頭に置いた計画策定。**中山間・人口減少地域**においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、**新たな類型を含む特例介護サービスの活用**等）について議論。
- ・ **医療との連携状況**や有料老人ホーム等の**高齢者向け住まいの入居の状況等**を踏まえたサービス提供体制の構築。

第10期介護保険事業（支援）計画に係る動向（基本方針のポイント）

見直しのポイント（案）

2. 地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

認知症施策推進計画に係る動向

- ① **2000年に介護保険法を施行。**認知症ケアに多大な貢献。
 - ・認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
 - ・介護保険の要介護（要支援）認定者数は、制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
 - ・要介護となった原因の第1位は認知症。
- ② 2004年に「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- ③ 2005年に「認知症サポーター」の養成開始。
※90分程度の講習を受け、認知症への理解を深める。 2025年年6月末実績 1,635万人
- 2012年にオレンジプランを策定。**
- ④ 2014年に認知症サミット日本後継イベントの開催。
※総理から新たな戦略の策定について指示。
- ⑤ **2015年に新オレンジプランを策定。**
- ⑥ 2017年に介護保険法の改正。
※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。
 - ・認知症に関する知識の普及・啓発
 - ・心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
 - ・認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
- ⑦ 2018年に認知症施策推進関係閣僚会議が設置
- ⑧ **2019年に認知症施策推進大綱（2025年まで）を関係閣僚会議にて決定。**
- ⑨ 2020年に介護保険法の改正。
 - ・国・地方公共団体の努力義務（国及び地方公共団体は、認知症に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない）を追加。
 - ・「認知症」の規定は、最新の医学の診断基準に対応しつつ、今後の診断基準の変化にも柔軟に対応できるよう見直された。
- ⑩ 2022年 認知症施策推進大綱中間評価
- ⑪ **2023年 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 成立**
- ⑫ **2024年 認知症施策推進基本計画 閣議決定**

認知症施策推進計画に係る動向

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年6月14日成立
令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

2.基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去。地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等の推進。予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法など科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5.基本的施策

①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

認知症施策推進計画に係る動向

認知症施策推進基本計画の概要

【計画の位置付け】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の人本人の声を尊重し、「**新しい認知症観**」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、**認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進**する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、**プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標**を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する

認知症施策推進計画に係る動向

都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引き（概要）

位置づけ・目的

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、都道府県・市町村においては、国の「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、「都道府県認知症施策推進計画」、「市町村認知症施策推進計画」を策定することが努力義務とされている。
- 本手引きは、独立して/他計画と一体として認知症施策推進計画を策定する場合、更には自治体における個別の認知症施策について、より良い形に見直し、実践する場合に参照されることを目的としている。

構成

■ 本手引きの要点

- 都道府県・市町村の担当者に意識してほしい考え方・心構え
- 都道府県・市町村にて計画の内容を検討する際の留意点

■ 計画の意義・目的

- 基本法の基本的な考え方と基本計画の意義
- 都道府県・市町村計画の役割

■ 計画策定のポイント

- 施策検討・実施時の留意点
 - ・ 新しい認知症観とは
 - ・ 本人参画のあり方
 - ・ 他計画との連動および認知症施策推進計画の柔軟な策定
 - ・ 部署横断的対応の具体的方法
- 基本的施策ごとに留意すべき点
- 基本計画におけるKPIの考え方

手引きの主要エッセンス：都道府県・市町村の担当者に意識してほしい考え方・心構え（抜粋）

- 認知症と共に生きる人を権利の主体として、その基本的人権を本人および社会全体として確保・実現するという**権利（人権）ベースの考え**を根幹におく。
- 施策は、**認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進する。**
- まずは施策を立案、実施、評価する**行政職員が、認知症の人と家族等の暮らしや活動の現場に出向き、認知症の人と家族等と共に過ごし、対話を重ね、意見を交わす。**そのなかで自分なりの「**新しい認知症観**」を獲得する。
- 認知症の人の声を起点に、各地域での課題を明らかにしたうえで、認知症の人と家族等と共に、地域のあるべき姿を描く。「暮らしやすい地域」に向けて、認知症の人と家族等および医療・介護に留まらない**多様な部局・関係者と共にまちづくりに取り組む。**
- 計画策定そのものを目的化するのではなく、**地域のあるべき姿を実現するための手段として活用する。**
- 国の基本計画に記載された内容について、網羅的にまんべんなく実施するのではなく、**各自治体の実態に合わせて優先順位を付け、重点的に取り組む施策を検討する。**
- 地域のあるべき姿の実現に向けては、新規施策の実施にかかわらず、これまでに各自治体において実施してきた既存施策についても、**認知症の人と家族等と共に見直し、検討し直す。**

成年後見制度利用促進計画に係る国の動向

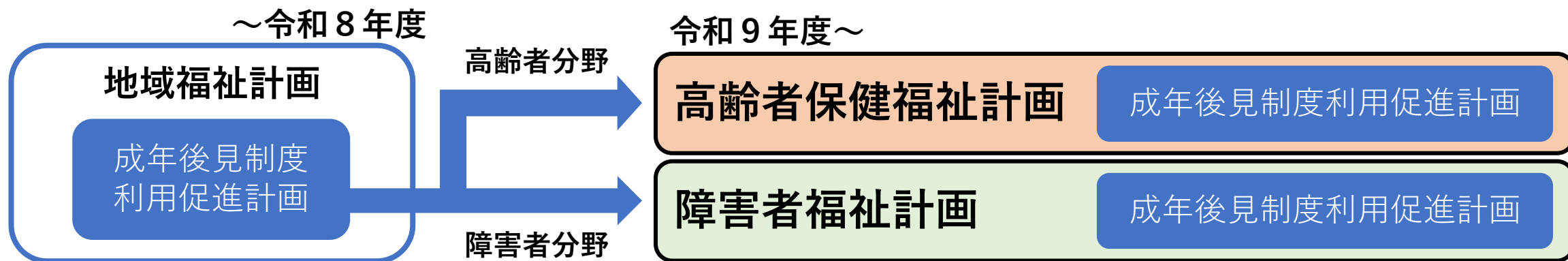
（１）成年後見制度利用促進計画とは

成年後見制度利用促進法第６条に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」として、位置付けている計画です。

国では、平成28年（2016年）に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年度～令和８年度）において、「地域共生社会」の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしており、令和９年度からの第三期基本計画策定に向け、検討が進められています。

（２）鎌倉市の成年後見制度利用促進計画の現状

これまで本市の成年後見制度利用促進計画は、本市の地域福祉計画と一体的に策定していました。一方で、取組の進捗状況については、地域福祉計画と高齢者保健福祉計画の両計画において確認していたことから、より具体的に細やかな進行管理を効率的に行うため、令和９年度から、高齢者保健福祉計画と一体的に策定（障害者分野は障害者福祉計画）することとしています。



成年後見制度利用促進計画に係る国の動向

（３）第三期成年後見制度利用促進基本計画に向けた国の動向

「成年後見制度・遺言制度をさらに使いやすくすること」を目指し、成年後見制度関連の改正法が令和８年６月17日に成立、6月24日に公布されました（施行は公布から２年６か月以内）。

法改正の背景	○ 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族のあり方の変化によるニーズの増加・多様化
	○ 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の高まり
	○ 所有者不明土地問題等の社会課題解決の観点から、遺言の重要性の高まり
	○ デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性

【成年後見制度の見直し内容】

- | | |
|---|--|
| 1 本人にとって必要な範囲・期間で制度利用を可能にすること
→後見・保佐・補助から補助制度への一元化、制度利用の
必要がなくなったと家庭裁判所が認めるときは制度利用終了
可能 など | 4 補助人に対するニーズに対応可能とするために死後事務に
関する補助人の権限を拡充すること |
| 2 本人の自己決定のさらなる尊重を図ること | 5 家事事件手続きの見直し |
| 3 報酬の予測可能性を高めること | 6 意思表示を受領する特別代理人の制度を新設すること |
| | 7 任意後見制度の柔軟な利用を可能にすること |